

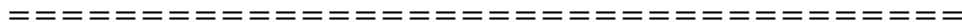


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2684

2011.3.2

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆日々公表銘柄の指定についてのお知らせ
- ◆貸借取引の申込停止措置の実施についてのお知らせ
- ◆貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起についてのお知らせ

2.市況情報

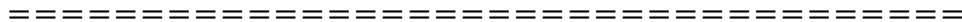
- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3.スタンダード&プアーズ通信

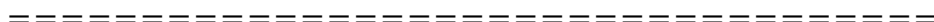
4.その他

- ◆東証ホームページの更新情報
 - 信用取引現在高(2月25日申込現在分)
 - プログラム売買(2月21日～2月25日売買取引分)

5.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5.を抜粋しております。



5.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No30

証券検査について(その4)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回と前々回は、委員会第七期活動方針について述べさせていただき、その前に掲載していた、「ファンド販売業者に対する検査結果について」に関する連載が中断することとなった。今回は、再び、当該検査結果に関し、ファンド販売業者において、どのような問題点が認められたかを具体的にご紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うこととしたい。三回前の第一弾では、「ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、用途不明等)」を採り上げた。今回は、「顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等」について、具体的内容をご紹介したい。

(注)検査結果の問題点は、大きく以下の5点に分類される。

- (1) ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不明等)
- (2) 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等
- (3) 無登録業者による名義貸し等
- (4) ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等
- (5) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

- (2) 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等

ファンド販売業者は、著しく事実に相違したり、人に誤認させたりする広告をしてはならず(金融商品取引法第37条2項)、ファンドの販売・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げたり、重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示をしたりしてはならないこととされている(金融商品取引法第38条第1号及び第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号)。

しかしながら、検査において、ファンドの運用も行うファンド販売業者に関し、ファンド持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って販売契約を締結して資金を集めた事例及び出資対象事業の運用実績の裏付けがないにもかかわらず自社のホームページに虚偽の利回りを表示した事例等、契約締結のため顧客に虚偽の情報等を提示している投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

具体的な事例としては、

- イ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンド持分の募集期間終了後において、当該持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って、当該持分に係る譲渡契約を締結して資金を集めた事例(第二種金融商品取引業者及び投資運用業者)
 - ロ 適格機関投資家等特例業務としてファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」と表示しながら、実際には主に貸付により運用しているなど、事実と著しく相違する内容が記載された運用報告書をホームページに掲載するとともに、取得勧誘に際して使用して虚偽告知を行った事例(適格機関投資家特例業務届出者)
 - ハ 高濃度酸素発生器のリース事業に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、当該事業の運用実績の裏付けが全くないにもかかわらず、自社のホームページに年利回り「10.8%」などと出資者に著しい誤解を生じさせる表示をした事例(第二種金融商品取引業者)
- ニ 未公開株ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、自社の関係会社等に対して販売手数料としてファンドの出資金の一部(出資者から受け入れた出資金1口21万円のうち12万円)を支払っている等、実質的に出資者が負担すべき手数料が発生しているにもかかわらず、その旨を契約締結前交付書面等の勧誘資料に一切表示していない事例(第二種金融商品取引業者及び投資運用業者)

ホ 美術品に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、決算日から半年以上経過した時点においても当該ファンドに係る決算報告書の作成すらなされていない状況を認識しながら記載に不備のある契約締結前交付書面及びパンフレットにより当該ファンド持分の私募の取扱いを行った事例(第二種金融商品取引業者)

ヘ 未公開株式ファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、ファンド持分の発行者として継続開示義務を負っていたところ、実際には未公開株式に投資を行っていないにもかかわらず、未公開株式を保有している旨を記載した虚偽の有価証券報告書を提出した事例(第二種金融商品取引業者及び投資運用業者)

ト 宿泊施設に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、宿泊施設の取得・管理等の業務委託の再委託を受けた業者が出資金の一部を自らの運転資金として使用している事実を認識していたにもかかわらず、当該事実を契約締結前交付書面に記載せず、また、投資家に対する営業員による説明も行われていなかった事例(第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者)

上記の通り、こうした事例は、ファンド販売業者が販売・勧誘を行うに当たり、実態と異なる運用が行われていることを、自ら運用を行う中で了知していたり、または何らかのルートで認識しているにもかかわらず、これを投資家に正しく伝えていなかったことによるものであり、まさに金融商品取引業者等の本義に反する行為として、当委員会として厳しく指摘したところである。事業者におかれては、こうした虚偽告知等により、投資家の信頼を失うことが、業態全体の信用失墜となり、ひいては、健全なファンドへの資金配分すら行われがたくなる、という結果を招くことを十二分に自覚した行動が求められるところである。

また、投資家におかれては、上記の通り、正確な情報提供は、金融商品取引法により保護されているものであり、自らの権利として、ご不審の点等があれば、業者に質されるとともに、業者の対応に少しでも不信を感じられれば、当委員会・金融庁にご連絡いただければと思う次第である。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>